

不利益処分

処分名	行為の禁止
根拠法令	奄美市都市公園条例第5条
所管課	都市整備課

1 処分の内容

次の行為の禁止をする。

2 処分の要件

公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、公園施設の設置許可および変更許可、占用許可及び変更許可を受けた者については、この限りでない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (8) 公園をその用途外に利用すること。